

図郭に表示した小文字の経度数値は、世界測地系の数値です。

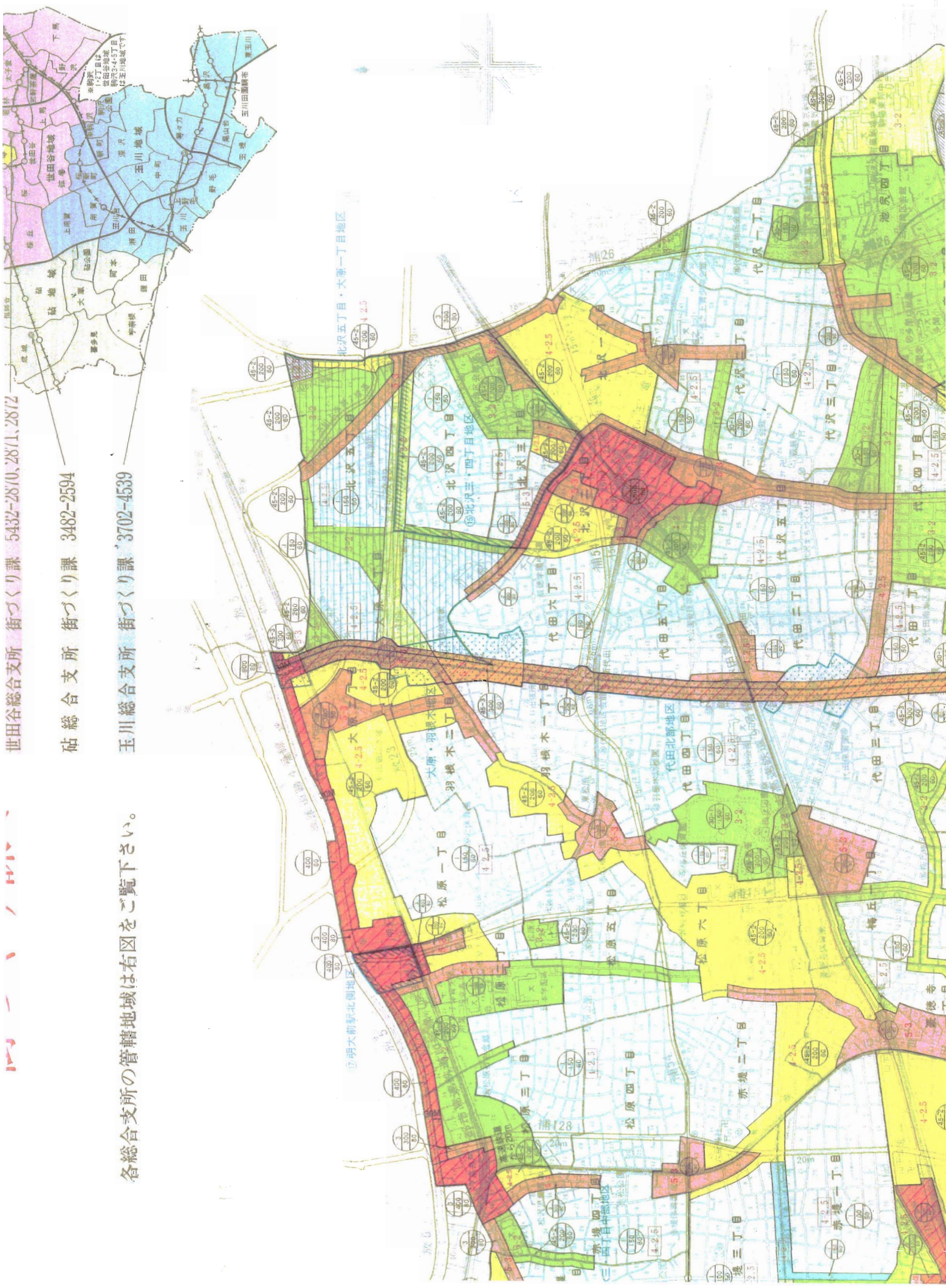
世田谷区都市計画図 (地域地区)

都市施設、市街地開発事業などの都市計画
「世田谷区都市計画図2」に掲載しています



玉川総合支所 街づくり課 3702-4539

各總合支所の管轄地域は右圖を覽下れ。



凡例

地	域	地 区
	第一種低層住居専用地域	
	第二種低層住居専用地域	
	第一種中高層住居専用地域	
	第二種中高層住居専用地域	
	第一種住居地域	
	第二種住居地域	
	準住居地域	
	近隣商業地域	
	商業地域	
	準工業地域	
	第一種文教地区	
	第二種文教地区	
	特別工業地区	
	最低限度高度地区(7m) (市街地、市街地地区に指定)	
	高度利用地区	
	第一種風致地区	
	第二種風致地区	
	特別緑地保全地区	
	特定街	

敷地面積の最低限度		指定 建ぺい率	規制値
	第一種低層 住居専用地域	60%	70㎡
	及び	50%	80㎡
	第二種低層 住居専用地域	40%	100㎡

※ 第一種低層住居専用地域で、建ぺい率30%の地域は、指定されておりません。

建ぺい率・容積率・高度地区

高度地区 (記入のないところは無指定)
 例: 45-2-45 m 第2種高度地区
 2-1-第2種高度地区

A. 容積率 B. 容積率 C. 建ぺい率



防火地域の指定	防火指定なし	防火地域	防火地域
			

都市計画施設	都市計画道路	都市高速度鉄道
23.4	30.15	
都市計画道路は、道路法第2条第1項第2号に規定する道路のうち、都市計画区域内にあり、都市計画決定されたものである。		

地	地区計画等					
	地区計画区域	率				
	地区計画区域 (再開発等促進区)	率				
	防災街区整備地区計画区域					
	沿道地区計画区域					
<table border="1" data-bbox="984 867 1064 982"> <tr> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td></td> </tr> </table>	A		B		A. 容積率 B. 建ぺい率	
A						
B						

この表示のある地区は、地区計画で定めたもののうち最底のものをおおむね記載しています。詳細は、各組合所管づくりに関する図面、工事をし、

日影規制	日影規制時間
3-2	なし
4-2.5	なし
5-3	なし
4-2.5	なし

※日影規制の種別は 都市計画図2の裏面に一覽表があります。

本図に示す地域・地区等の計画線は、その概略を示すものです。詳細については、東京都都市整備局または、世田谷区役所（各総合支所街づくり課）に備え置く指定図で確認して下さい。日影規制の詳細については、世田谷区役所（各総合支所街づくり課）で確認して下さい。

◆ 路線指定

道路に沿った帯状の指定は、道路と敷地の境界線から20mです。

なお、区内では国道20号線の一部(環8以东)、片側(若林3丁目)、環状8号線の一部、世田谷区から馬事公苑まで)、目黒通りで30mの路線式建築基準法第42条2項に該当する道路からの設置より20mです。

◆絶対高の制限

第一種低層住居専用地域は10m、第二種低層
が原則となります。ただし、田舎地区、喜多
目地区、北烏山七丁目住宅地区、喜多見宮之
二丁目住宅地区では、第一種低層住居専用地区に
指定されています。